

米の戦争に世界規模で加担する

安倍戦争法の危険

—日米同盟と日本軍国主義の新段階

リブ・イン・ピース☆9+25講演集会

2015年5月10日(日)

報告 吉田正弘

安倍戦争法の危険



- 1 安倍戦争法の実際の危険
- 2 さらに危険な段階に入った
日本の軍国主義
- 3 戦争法阻止のために全力を

1 安倍戦争法の実際の危険

- 1 これまで
- 憲法 9 条にも関わらず「専守防衛」の名前で戦争遂行は可能に
- ①自衛隊法 及び 武力攻撃事態法
- 自衛隊法 第76条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

1 安倍戦争法の実際の危険

- さらに

- ② 周辺事態法

- 第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

1 安倍戦争法の実際の危険

- 1 後方地域支援

米軍に**物品及び役務の提供、便宜の供与**その他の支援措置を行う。武器弾薬の提供、出撃前の航空機への給油などは認めていない。

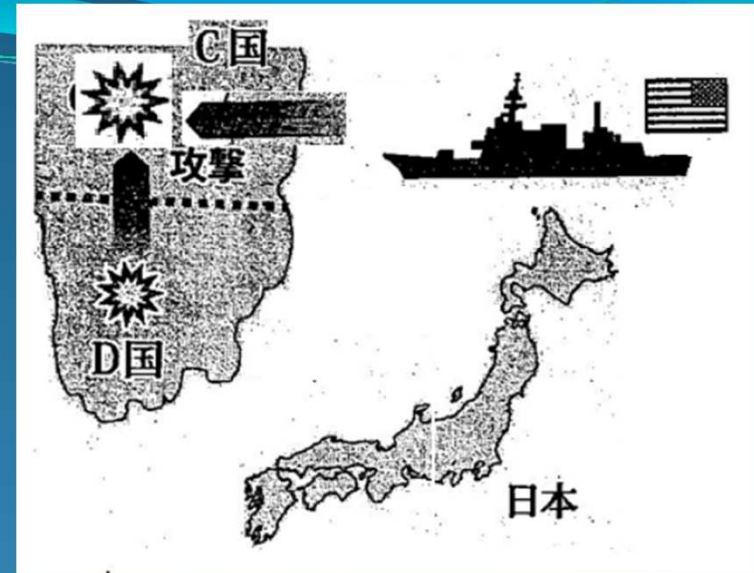
- 2 後方地域搜索救助活動

戦闘により遭難した戦闘参加者の搜索又は救助を行う

- 3 後方地域

我が国領域、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲。

- 補：船舶検査法 当該船長の合意を得た船舶検査実施



新しい戦争法1

● 武力攻撃・存立危機事態法

4条 存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

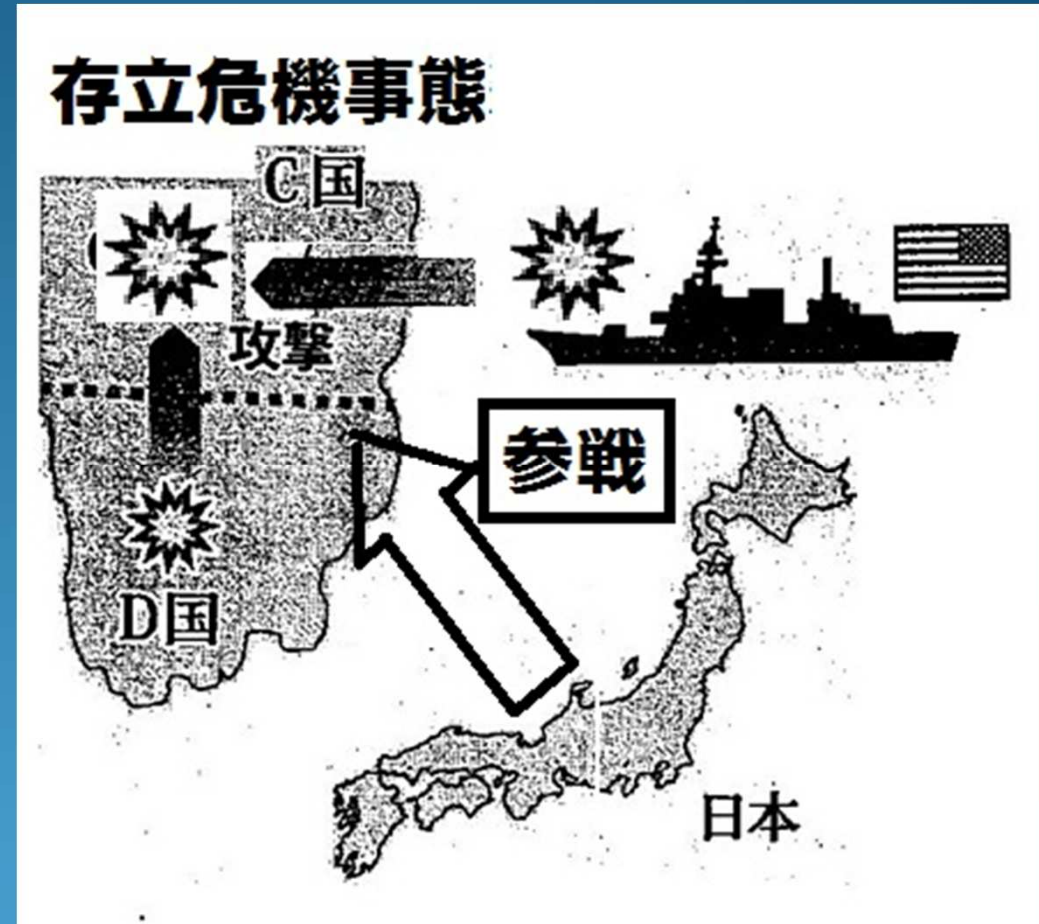
● 自衛隊法

（集団的自衛権の行使）

第76条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

新しい戦争法1 存立危機事態

- (1)密接な関係にある米国が、他国に先制攻撃をかける
- (2)その国が米国に反撃する(戦争になる)
- (3)安倍総理は「密接な関係にある米国が攻撃された」「存立危機事態である」と宣言する。
- (4)ただちに集団的自衛権発動を宣言し、その国に宣戦布告し、参戦する。



米国の戦争を口実に他国に参戦できる初めての法律

新しい戦争法2

- **重要影響事態安全確保法**（周辺事態法のリニューアル）
（重要影響事態）
- 第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等★我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「**重要影響事態**」という）に際し、**合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行う**
- ★周辺事態法ではここに「我が国周辺における」が入る。
- 周辺事態法での「後方地域支援」ではなく、武器弾薬提供、給油などを含み、戦争行為である「後方支援」を行う

新しい戦争法2 重要影響事態

- 世界中で米軍の戦争に支援を行える(周辺事態法の「地域」を削除)
- 米軍及び外国軍に**後方支援**(武器弾薬の提供、給油などを含む)を行う
- 現に戦闘が行われている現場でなければ戦争支援が行える
- 搜索救助活動は戦場であろうと行われる
- 船長の同意なしでも強制的に船舶検査を行う



新しい戦争への負担

自衛隊の給油艦が
米艦船(他国軍も)
に給油活動で随伴



「兵器防護」の口実で
自衛艦が米空母機動
部隊を護衛、随伴

新しい戦争への負担

安倍政権がどうしてもできるようにしたいことのひとつが、**戦争中における機雷掃海**である。しかし、これも戦争参加そのものの。(写真は海上自衛隊の機雷掃海訓練)



- **国際平和支援法（海外派兵恒久法）**

- 第1条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が**国際連合憲章の目的に従い**共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに**主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの**（以下「国際平和共同対処事態」という）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

新しい戦争法3 国際平和支援法

- **国連武力行使決議さえ必要ない。**「国連憲章の目的に従い」活動する曖昧なもの。内閣の判断で決める。イラク戦争、アフガン戦争、リビアへの戦争などどれもOK
- **地域も限定されない。**中東を含め世界中どこでも
- **事実上の戦争行為(軍事力行使)である後方支援を行う。**反撃されれば個別的自衛権で戦闘可能
- 「戦闘行為が行われている現場では実施しない」、ただし、搜索救助活動については、この限りでない。
- イラク派遣(復興支援)などと根本的に異なる。テロ特措法での艦船への給油なども大幅に超える。戦争支援のための法律

新しい戦争法3 後方支援とは戦争すること

国際的には、後方支援とは戦争そのものに参加すること
米軍は戦争を支えるために大量の後方支援部隊を必要とします



写真はイラクでの米軍
の支援部隊。下は攻撃
で炎上する部隊



後方支援は戦闘部隊の最重要の支え。
そして
相手側の一番の攻撃目標です。この
もっとも危険な任務を引き受けるという
のです

- **国際平和協力法（PKO法）改定**
- 国際平和協力業務
- 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、**国際連携平和安全活動**のために実施される業務で(略)海外で行われるものをいう。
- これまでのPKO法は国連の下に行われる諸活動への参加(PKO活動など)だったが、**改定後は国連とは関係のない活動も対象になる**。平和維持(PKO)活動だけでなく、治安維持や駆けつけ警護、人質救出など武器使用を前提とした活動が中心に据えられる。

新しい戦争法4 国際平和協力法改定

- 国連の主導下でない人道復興支援や治安維持活動もできる。その際PKO参加5原則(停戦合意など)を満たさなくて良い。イラク戦争やアフガン戦争での治安維持活動などが可能
- 治安維持任務追加→イラク戦争での治安維持活動こそ敵対武装勢力の殲滅が任務。また一番攻撃にさらされたところ。
- 駆けつけ警護追加→駆けつけ警護はすでに敵対武装勢力に包囲攻撃されている部隊を救出するために相手を攻撃、殲滅すること。戦闘をふっかけにいくこと。
- 上の作戦遂行のための武器使用解禁

新しい戦争法4 **治安維持活動**とは武装勢力の殲滅



上はイラク戦争での治安維持活動(パトロールとしらみつぶしの住民チェック)をする米兵

右はジプチで自衛隊機の警備をする陸自部隊



新しい戦争法4 国際平和協力法改定



上は南スーダンでユニセフ特別大使の黒柳氏と自衛隊。改定で任務は根本的に変わる。武装勢力殲滅のために家捜しをする自衛隊員を笑って迎え入れるか



新しい戦争法5

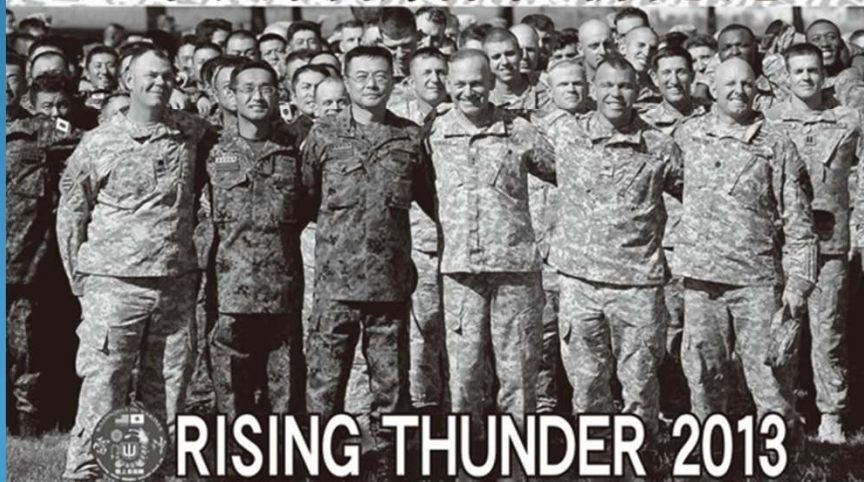
● 平時からの米軍護衛

- 米軍等の部隊の武器等の防護(自衛隊法の改正)
- 自衛隊法 第95条の2 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く)に現に従事しているものの武器等を**職務上警護する**に当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で**武器を使用することができる**。(以下略)
- 平時においても米軍の武器(軍艦、航空機など)を護衛ことができ、武器使用ができる。

ガイドライン 離島防衛と共同作戦



日米共同訓練任務完遂



ガイドライン改定(4月27日)で日米両軍の軍事協力は平時から戦争までのあらゆる局面で、自衛隊が米軍に協力する体制を飛躍的に強化することになる。
ただし、尖閣諸島を巡っては……

2 さらに危険な段階に入った 日本の軍国主義

- 安倍首相の議会演説
- 「戦後世界の平和と安全は、アメリカのリーダーシップなくして、ありえませんでした。日本は、米国、そして志を共にする民主主義諸国とともに、最後には冷戦に勝利しました。この道が、日本を成長させ、繁栄させました。そして今も、この道しかありません。」
- 「太平洋から、インド洋にかけての広い海を、自由で、法の支配が貫徹する平和の海にしなければなりません。そのためにこそ、日米同盟を強くしなくてはなりません。」
- 日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあかつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。」
- 「これら実績をもとに、日本は、世界の平和と安定のため、これまで以上に責任を果たしていく。そう決意しています。そのために必要な法案の成立を、この夏までに、必ず実現します。」

日本軍国主義の新段階

いま起こっていることはどういうことか？

「平和国家」のあり方を二面性においてとらえること

- 2013年末 「専守防衛」から「積極的平和主義」転換。いま戦争法を造ろうとしている。戦後の一切の制約を撤廃して海外に戦争できる国にしようとするもの
- 戦後、海外で兵士が一人も人を殺していないことは確か。誇るべき歴史は人民の憲法9条を盾に武力行使・戦争と自衛隊の海外派兵を許さない戦いが作り出したもの
- 他方では、米国の戦争に付き従い、それを支えてきた。アジアでの緊張と戦争の危険を高めてきた。

日本軍国主義の新段階

敗戦後、たった5年で再軍備。朝鮮戦争の特需で復活。

1945年8月 日本の敗戦と武装解除 帝国陸海軍解体

1947年 日本国憲法(9条) 教育基本法など

1950年 **朝鮮戦争開始** 再軍備開始(警察予備隊)

掃海部隊 元山上陸作戦に出動、戦死者出す

1951年 単独講和 旧日米安保条約

①米軍に基地提供、②米軍に内乱介入権、③米による防衛義務なし

日本軍国主義の新段階

対ソ軍事力強化、ベトナム戦争加担とベトナム特需

- 1953年 池田ロバートソン会談 対米従属軍備暫時増強路線の確認
- 1960年 新日米安保条約
- 米への基地提供 ②沖縄の米軍支配 ③米軍と自衛隊による防衛
- ベトナム戦争の敗北と米軍の疲弊
- 1978年 日米防衛ガイドライン

対ソ戦争での協力明文化

日本軍国主義の新段階

朝鮮半島有事での軍事協力の明文化 ——1996ガイドライン

- 1991年 ソ連邦崩壊 湾岸戦争
- 1994年 「朝鮮半島危機」
- **1996年 日米ガイドライン改定**
- 朝鮮半島など日本周辺で米軍が戦争するときには
後方地域で支援をする。
- これにもとづいて周辺事態法、有事法制など戦争関連
の法律が作られる。

日本軍国主義の新段階

米軍事力の更なる凋落と日本の軍国主義の新段階

- アフガン戦争 イラク戦争と米軍事力の疲弊
- 中国の経済成長とGNPの急拡大
- イラク戦争でイラクに「人道支援」「復興支援」で派兵
- アフガン戦争(テロ特措法・新テロ特措法)で外国艦船に対する給油、後方支援に踏み切る。

イラク戦争では米から地上部隊を出せ、血の同盟を証明せよと迫られたが、国内世論が後方支援で自衛隊を送るのを許さなかった。

日本軍国主義の新段階

米軍事力の更なる凋落と日本の軍国主義の新段階

- 2013年

特定国家機密法・国家安全保障会議設置 靖国参拝
国家安全保障戦略(積極的平和主義)、武器輸出3原則

- 2014年

7月 集団自衛権閣議決定

2015年 4月ガイドライン改訂

夏までに、集団的自衛権(他国に戦争をしかける)、世界中で米軍や多国籍軍に後方支援・兵站を行い軍事協力できる戦争法を決定。

3 戦争法阻止のために全力を

- 阻止のために世論、運動を強めるために全力で。みんなの力を結集した運動を
- 宣伝や説得の活動の強化を
- 自分の周りへの働きかけを強めよう
- さまざまな運動と連携して力を強めよう
- 国会への上程阻止、成立阻止に全力を